

夏期の電力使用制限に関する 経済産業省からのお願い

大口需要家の皆様へ

電気事業法第27条による使用最大電力の制限がかかります

東日本大震災の影響により、東京電力及び東北電力管内の供給力が大幅に減少し大きな需給ギャップが生じました。これに対処するため、やむを得ない緊急措置として計画停電が実施されましたが、国民・産業界の皆様への節電への最大限の協力、取組の結果、需給バランスは改善し、計画停電は「不実施が原則」の状態へと移行しております。

しかしながら、電力の需給バランスは、今後夏に向けて、再び悪化する見込みであり、需給両面での抜本的な対策を講じなければ、計画停電の「不実施が原則」の状態を維持することができません。このままでは、国民生活やとりわけ国の活力の源である産業活動が疲弊し、震災からの復興と日本経済の再出発は望めない状況に陥ることが懸念されております。

これらの危機的な状況を踏まえ、政府の電力需給緊急対策本部においては、本年5月13日に「夏期の電力需給対策」を取りまとめ、需要面では、一律15%削減という需要抑制目標の下、大口需要家・小口需要家・家庭の部門ごとに対策を講じることとしています。契約電力500kW以上の大口需要家における対策としては、電気事業法第27条に基づき、今夏の電力需要が増加する見込みの期間・時間帯において、電力使用制限(昨夏の同期間における使用最大電力から15%削減)を実施することになりました。15%削減に向けては、既に多くの大口需要家の皆様に自主的な節電の取組を進めていただいておりますが、今回の措置は、こうした自主的な取組を尊重し、需要抑制の実効性及び需要家間の公平性を担保するため、補完的な措置として発動するものです。

対象となる大口需要家の皆様におかれましては、ご不便をおかけすることになりますが、電力の需給状況と使用制限の趣旨をご理解いただくようお願い申し上げます。

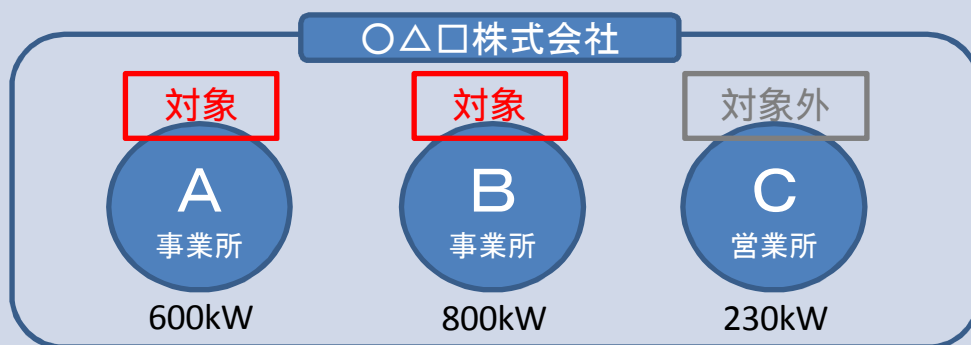
電気事業法第27条による使用制限の概要 ①

○規制の対象

1) 使用制限の対象者

東京電力及び東北電力並びにその供給区域内の特定規模電気事業者と、直接、需給契約を締結している大口需要家(契約電力が500kW以上)の方々が今回の使用制限の対象となります。なお、対象は、電気事業者との契約単位(需要設備単位)で判断されます。

例: 同一企業において、A事業所(需要設備)とB事業所(需要設備)の契約電力それぞれが、500kW以上であれば、両事業所がそれぞれ使用制限の対象となります。以下の例では、C営業所は500kWに満たないため使用制限の対象外です。



2) 使用制限の期間・時間帯(通知書の第1に記載)

使用制限を行う期間・時間帯は、以下のとおりです。ただし、土曜日、日曜日、祝日を除きます。すなわち、夜間を除く平日昼間の制限となります。

- ・東京電力管内: 平成23年7月1日～9月22日 9時～20時
- ・東北電力管内: 平成23年7月1日～9月9日 9時～20時

3) 使用制限の対象となる需要設備の場所等(通知書の第2に記載)

通知書には、使用制限の対象となる需要設備の設置場所について記載してあります。なお、需要設備番号については、需要設備を特定するために付与している番号であり、各種申請(共同使用制限スキーム・制限緩和・状況報告等)を行う際に必要となります。

4) 使用制限の内容(通知書の第3に記載)

上述の使用制限の期間・時間帯において、原則、『昨年の上述期間・時間帯における使用最大電力の値(1時間単位)から15%削減した値』を上限として、使用電力を制限していただくことになります。

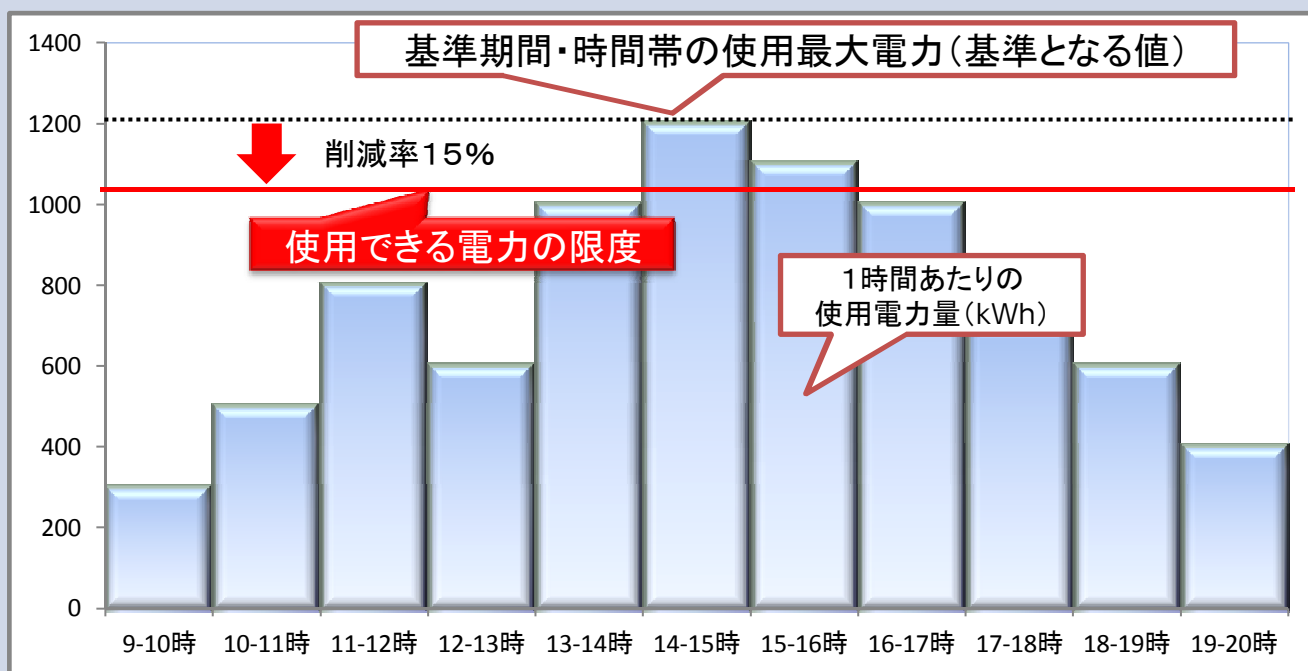
【参考】昨年の上述期間・時間帯における使用最大電力の値(1時間単位)から15%削減した値の考え方

基準期間・時間帯の使用最大電力を記録した日における使用電力の推移

基準期間・時間帯

【東京電力管内】 期間:平成22年7/1~9/22 (平日の9時~20時)

【東北電力管内】 期間:平成22年7/1~9/9 (平日の9時~20時)



※1時間単位の使用最大電力とは、基準期間・時間帯の1時間(A時~A+1時)単位での実際の電力使用量の最大値。

※電気事業者のデータ把握の制約から上記値がわからない場合は、30分(A時~A時+30分又はA時30分~A+1時)単位での電力使用量の最大値に2を乗じた値が使用最大電力。

5) 使用制限の基準となる値(15%削減のベース値)の例外

	例外となるケース	基準となる値
①	基準期間・時間帯における使用最大電力の値が基準期間の末日(末日と比較して契約電力に変更が無い場合)における契約電力を超過している場合	契約電力の値
②	基準期間の末日の契約電力と比較して契約電力が増加している者の場合	増加後の契約電力の値
③	基準期間の初日以降、新たに電気の需給契約を締結した者もしくは基準期間から電気の需給契約の相手方を変えた者の場合	契約電力の値
④	基準期間の末日の契約電力と比較して、契約電力が減少している者の場合	使用最大電力の値と減少後の契約電力を比べて大きい値

※①~④の値は、あくまでも『基準となる値』であり、この値から15%削減した値が『使用できる電力の限度』となる。

電気事業法第27条による使用制限の概要 ②

○共同使用制限スキーム 任意

共同使用制限スキームの申請について

同一の会社内の複数の需要設備あるいは同業・異業種の需要設備で共同して使用最大電力の抑制に取り組むことで、総体として使用最大電力を削減することを認めるスキームです。なお、共同使用制限スキームの適用にあたっては、所定の申請書に必要事項を記載し、適用を受けたい日から起算して14日前までに経済産業局（東北もしくは関東）に提出し、経済産業大臣の確認を受けることが必要となります。

※【注意】7/1から適用を受けたい場合は、6/17までに申請書を提出することが必要。

○制限緩和措置 対象者

1) 制限緩和措置の申請について

経済産業大臣の定めるところにより、使用制限の緩和が認められます（対象者等の詳細については経済産業省のホームページに掲載予定の「平成23年経済産業省告示第126号」を参照のこと）。ただし、制限緩和の適用にあたっては、対象者が制限緩和の類型に該当するからと言って自動的に制限が緩和されるわけではありません。対象者自らが、所定の申請書に必要事項を記載し、適用を受けたい日から起算して14日前までに経済産業局（東北もしくは関東）に提出し、経済産業大臣の確認を受けることが必要となります。

※【注意】7/1から適用を受けたい場合は、6/17までに申請書を提出することが必要。

2) 制限緩和措置の類型について

※以下は類型のイメージを記載したものであり、申請にあたっては、経済産業省のホームページに掲載予定の「平成23年経済産業省告示第126号」で要件等を確認してください。

1. 生命・身体の安全確保に不可欠な需要設備		
①医療関係	医療施設	削減率0%
	使用制限が生命・身体の安全確保に特に影響を及ぼす医薬品製造業、製造販売・卸売業、医療機器製造業	削減率0%
②老人福祉・介護関係	使用制限が生命・身体の安全確保に重大な影響を及ぼす老人福祉施設、介護保険施設、障害児（者）福祉施設等	削減率0%
③衛生・公衆安全関係	休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金により地方公共団体が実施する坑排水処理事業	削減率0%
	上下水道、上水道等に原水を供給する揚水機場（調整池を有さないものに限る）	削減率5%
	産業廃棄物処理施設（焼却処理施設に限り、当該施設が主要施設である場合に限る）	削減率5%
	火葬場 と畜場	削減率10%

2. 安定的な経済活動・社会生活に不可欠な需要設備

①24時間・365日電力使用の変動幅がほぼフラットな需要設備	情報処理システムに係る需要設備(例:データセンター、金融機関、航空、通信関係のシステム)	削減率は変動幅に連動する ○変動率10%未満: →削減率0% ○変動率10%以上15%未満: →削減率5% ○変動率15%以上20%未満: →削減率10%
	クリーンルーム又は電解施設を有する需要設備	
②人流・物流等への影響が大きく電力の使用時間帯が変えられない需要設備	【交通関係】鉄道一般	○12時～15時:削減率15% ○その他の時間帯:削減率0%
	【交通関係】東北・長野・上越・東海道新幹線、青函トンネル	削減率0%
	【交通関係】ローカル路線	○片道3本/時:削減率0% ○片道4、5本/時:削減率5% (9時～12時、15時～20時は0%)
	【航空関係】航空保安施設	削減率5%
	【航空関係】空港ターミナルビル	
	【物流関係】定温倉庫、貯蔵槽倉庫、冷蔵倉庫、一定の冷蔵室を有する食料・飲料卸売業	
	【物流関係】中央・地方卸売市場	削減率10%
	【物流関係】港湾運送等に係る需要設備	
	【宿泊関係】ホテル・旅館	削減率0%
	【エネルギー供給関係】発電のためのガス供給等に係る需要設備	削減率5%
	【エネルギー供給関係】発電所等に送水する工業用水	削減率0%
	【その他】一般紙の夕刊印刷工場	○12時～15時:削減率0% ○その他の時間帯:削減率15%
【その他】夕刊紙の印刷工場	○10時～12時:削減率0% ○その他の時間帯:削減率15%	

3. 被災地の復旧・復興に不可欠な需要設備

※被災地の範囲については、電気事業法第21条第1項ただし書により電気料金に係る特例の認可を受けた市区町村(隣接地域は除く)とする。

①被災地の公共機関	地方公共団体の庁舎、県警本部等	削減率0%
	被災地路線(鉄道)	
	震災対応のための人員等を増加して業務を行う郵便事業株式会社の営業所、金融機関。電気通信の用に供される需要設備。	
②災害廃棄物処理を行う廃棄物処理施設		契約電力上限
③被災地の地方公共団体の要請により、東日本大震災により失業した被災者を5名以上雇用する被災地に立地する事業所の需要設備		削減率0%
④原子力災害の分析事業のための需要設備		削減率5%

4. その他

①一括受電マンション等		契約電力上限
②平成23年3月11日以降、今夏の電力使用抑制のために東京・東北電力管外に移転した需要設備		同一法人の他の需要設備の制限値の算定に考慮
③設備検査等により基準期間・時間帯の使用最大電力の値が契約電力に比して著しく低い場合の基準電力値		契約電力とする

電気事業法第27条による使用制限の概要 ③

○状況報告について

必須

状況報告書の提出について

使用制限の対象者は、使用制限が行われた期間における電気の使用状況について、所定の報告書様式に必要事項を記載し、経済産業大臣に提出することが必須となっています。なお、報告書提出の期限は検針日から15日以内としており、提出先は経済産業局(関東もしくは東北)となっております。

○その他

1) 罰金について

故意による使用制限違反は100万円以下の罰金の対象となります。なお、使用制限は1時間あたりの使用電力で課すことから、1時間単位で制限値を超えれば使用制限違反となります(例:5時間超えた場合は5回の違反となります)。

2) テナントビルに係る措置について

テナントビルのオーナーは、テナントの電気の使用状況の把握とテナントへの情報提供に努めていただくようお願いします。

テナントビルにおいては、電気事業者と直接需給契約を締結しているオーナーに対して使用制限がかかることとなります。なお、オーナーが電気の使用をコントロールできない部分(テナントの専用部分等)の使用削減が十分図られなかったことにより、ビル全体の『使用できる電力の限度』を超えた場合には、悪質性など個別の事情によって違反かどうかを判断します。

各種様式(共同使用制限スキーム・制限緩和申請書、状況報告書等)及び申請方法(申請マニュアル等)、電気事業法第27条に係るQ&A等の詳細情報については、経済産業省のホームページに掲載予定です。

経済産業省

検索

トップページ > 東日本大震災 関連情報 > 電力需給対策について > 電気事業法第27条による電気の使用制限の発動について

<http://www.meti.go.jp/earthquake/shiyoseigen/index.html>

電気事業法第27条に関する説明会の開催について

局名	都県名	開催日	開催時間	開催場所
東北局	宮城県	6月2日(木)	14:00~15:30(開場 13:30)	仙台国際センター(仙台市)
	福島県	6月2日(木)	18:20~19:50(開場 17:50)	郡山市民交流プラザ(郡山市)
	秋田県	6月3日(金)	14:00~15:30(開場 13:30)	秋田市文化会館小ホール(秋田市)
	山形県	6月3日(金)	14:00~15:30(開場 13:30)	ヤマコーホール(山形市)
	新潟県	6月6日(月)	14:00~15:30(開場 13:30)	新潟市民プラザ(新潟市)
	岩手県	6月6日(月)	14:00~15:30(開場 13:30)	いわて県民情報交流センター(盛岡市)
	新潟県	6月7日(火)	14:00~15:30(開場 13:30)	長岡商工会議所(長岡市)
関東局	青森県	6月7日(火)	14:00~15:30(開場 13:30)	青森県男女共同参画プラザ(青森市)
	東京都	6月3日(金)	14:30~16:00(開場 14:00)	四谷区民ホール(新宿区)
	埼玉県	6月6日(月)	10:00~11:30(開場 9:30)	さいたま新都心合同庁舎1号館講堂(さいたま市)
	栃木県	6月6日(月)	14:30~16:00(開場 14:00)	栃木県総合文化センター(宇都宮市)
	山梨県	6月7日(火)	14:30~16:00(開場 14:00)	山梨県立県民文化ホール(甲府市)
	千葉県	6月8日(水)	14:30~16:00(開場 14:00)	京葉銀行文化プラザ(千葉市)
	静岡県	6月8日(水)	14:30~16:00(開場 14:00)	富士市文化会館(富士市)
	茨城県	6月9日(木)	14:30~16:00(開場 14:00)	茨城県総合福祉会館(水戸市)
	群馬県	6月9日(木)	14:30~16:00(開場 14:00)	前橋テルサ(前橋市)
	埼玉県	6月10日(金)	10:00~11:30(開場 9:30)	さいたま新都心合同庁舎1号館講堂(さいたま市)
	神奈川県	6月10日(金)	14:00~15:30(開場 13:30)	神奈川県民ホール(横浜市)

※説明会に参加をご希望される場合は、事前に参加申し込みのうえ、ご参加くださいますようお願いいたします。なお、説明会の最新情報及びお申し込み方法については、経済産業省のホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

お問い合わせ先について

電気事業法第27条による使用制限を含む夏期の電力需給対策に係る全般のご相談・ご意見については、こちらまでお問い合わせください。

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課

03-3501-1511(内線4581~4590)

電気事業法第27条に係る申請書・報告書の提出(共同使用制限・制限緩和申請書、状況報告書等)については、以下までお問い合わせください。

【東北電力管内】

東北経済産業局資源エネルギー環境部 電力使用制限班

〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎(6階第3・4会議室内)

TEL:022-263-1111(内線)5561、5562、5564

【東京電力管内】

関東経済産業局資源エネルギー環境部 電力事業課

〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 合同庁舎1号館(8階8-1会議室内)

TEL:048-601-1200(内線)3827